

仕 様 書

1 件名

災害救護用資器材交換等業務委託

2 業務概要

千葉市内の指定避難所等（以下、「各施設」）に備蓄している災害救護用資器材のうち、使用期限が切れる又は劣化により使用できなくなった資器材の交換及び不足している資器材の補充を委託するもの。

3 委託期間

令和5年9月22日から令和6年3月31日まで

4 業務内容

(1) 資器材の調達

- ・別紙1「購入品目等一覧表」のとおり、資器材を調達すること。

(2) 資器材の配送

- ・前記(1)で調達した資器材は、別紙2「配送先及び配送資器材一覧」に記載の各施設に配送し、保管場所に設置している専用プラスチックケースから交換前の資器材を取り出し、調達した資器材と交換及び補充をする。なお、交換前の資器材については、受注者が引き取ること。

- ・各施設への配送日時は、発注者と受注者で協議の上決定し、受注者は、事前に発注者へ配送日程表を提出すること。やむを得ない事情により、日程表どおりに配送が実施できない場合には、速やかに発注者へ連絡し、指示を受けること。

- ・各施設への入退出時には、本業務の実施者であることを施設管理者に申し出ること。また、配送先における詳細な納品場所については、各施設の職員の指示に従い、業務に支障のないよう配慮すること。

(3) その他

- ・各施設にて資器材を交換する際、災害救護用資器材を保管しているプラスチックケースの中に、別紙3「プラスチックケース注意書き」を入れること。

5 支払方法

完了払いとし、請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

6 その他

(1) 本業務遂行中に事故等の異常事態が発生したときには、速やかに発注者へ報告すること。

- (2) 本業務の遂行中、生じた事故に対しては、受注者がその一切の賠償の責を負うものとする。
- (3) 本仕様書に定めがない事項は、発注者と協議の上決定するものとする。ただし、本仕様書に定めがない事項であっても、業務遂行上又は技術上当然必要と認められる事項については、全て受注者の責任において行うこと。